

足立十六中でのA教諭の社会科授業にかかる名譽毀損裁判やA教諭を支援する「平和教育を守る足立の会」の運動は、東京都教職員組合足立支部とは、なんら関わりのないことであることを表明するとともに、今回の問題を政治的に利用しようとするとものを排し、早急に正しい教育的な解決を望みます。東京都教職員組合足立支部は、子どもを真ん中に父母・教職員の協力で子どもの笑顔輝く、人間味あふれる学校づくりのために奮闘します。

一九九八年十一月二〇日

東京都教職員組合足立支部執行委員会

一、一九九七年の七月の、足立区立第十六中学校におけるA教諭の社会科の授業にかかる問題について、同年十月、当時同校父母のBさんがA教諭を相手に、名誉毀損による慰謝料請求訴訟をおこしました。

この件について、九八年八月十五日付『産経』の記事「中学校教諭を名誉毀損で提訴」を皮切りに報道が始まり、九月に入つてからも、同紙の連載記事「平和教育①、②」にA教諭批判の関連記事が掲載されました。その後、都議会文教委員会、足立区議会本会議などに於いても取り上げられました。一方では、A教諭を支援する「平和教育を守る足立の会」やA教諭は人権侵害を起こしていると訴えている「足立十六中の人の人権侵害事件を考える会」等が結成され、様々な動きが出てきています。

二、この問題について四月の九八年度定期大会において、A教諭から「このような（平和教育に対する）攻撃に対しては、労働組合として断固たる反撃をすべきです。」という「補強」修正案が提出されました。私たち東京都教職員組合足立支部（以下足教組）は、A教諭は組合員であるがその実践をめぐってひきおこされている諸状況から、裁判について「支援できない」事を明確にし、A教諭に対しては、「親と裁判でなく、話し合いで解決できるような道を追求していただきたい。」と表明しました。この足教組としての「態度」については、裁判中である等の事情も考慮し、組合内部での確認にとどめ、外部に公表しませんでした。しかし、一方的報道や地域、駅頭でビラが配られ、「どうなつてているのか。」の問い合わせや、一部に「組合が関係している」という印象を持つ人もおり、「教職員組合がかたよった教育にくみしている」などの意図的な誤宣伝のおそれもあり、教育や教職員組合にかかる人たちばかりでなく、広く区民の間にも不安や混乱が生ずる事態が憂慮されました。そこで、これまでの経過や「支援できない」理由を改めて明らかにするとともに、あわせて足教組の教育にとりくむ基本姿勢の一端について表明させていたことにしました。